

大口町告示第34号

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月27日

大口町長 鈴木雅博

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱の一部  
を改正する要綱

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱（平成17年大口町  
告示第123号）の一部を次のように改正する。

別表中「又は平成27年4月1日」を「、平成27年4月1日又は平成30年1  
0月1日」に、「短期入所者生活介護、」を「短期入所生活介護、」に改める。

様式第6中

「  
二 対象となるサービスは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・  
随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知  
症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設  
複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護  
予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第1号訪問  
事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業 自己負担割合が保険給付と同  
様のものに限る）、第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業  
自己負担割合が保険給付と同様のものに限る）です。」

に改め、

に改める。

四 前記のサービスを利用した場合、表面に記載した費用の本人負担分（日常生活に要する費用については、食費、居住費、滞在費）及び宿泊費に限る。）が、記載の減額割合により軽減されます。

五 被保険者の資格がなくなったとき、減額措置の要件に該当しなくなったとき又は軽減認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を大口町に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

を

四 前記のサービスを利用した場合、前面に記載した費用の本人負担分（日常生活に要する費用については、食費、居住費、滞在費）に限る。）が、記載の減額割合により軽減されます。

五 被保険者の資格がなくなったとき、減額措置の要件に該当しなくなったとき、又は軽減認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を大口町に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。